

## 社会福祉法人越前市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報 酬)

第2条 役員の報酬は、常勤理事を除き、これを支給しない。

### (報酬の支給方法)

第3条 常勤理事の報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤理事の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

### (報酬の支給日)

第4条 常勤理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支払う。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは金融機関の休業日に当たるときは、順次繰り上げた日を支給日とする。

### (報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の年間報酬額は、一人当たり720万円を上限とし、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定する。

- 2 常勤理事の報酬月額は、年間報酬額の12分の1の額とする。

### (費用弁償)

第6条 非常勤役員が、本会の業務を行う場合には、次のとおり費用を弁償する。

日 当	3,200 円
交通費	3,000 円（往復）

- 2 本会以外から費用弁償を受ける場合には、弁償をせず又は必要な調整を行うものとする。
- 3 費用弁償は、次の各号に掲げる場合にこれを支給する。
  - (1) 本会の役員としての職務を遂行したとき
  - (2) 本会の理事会、評議員会又は経営会議に出席したとき
  - (3) 本会の部会又は委員会に出席したとき
  - (4) 本会を代表して参加する会議、研修会等に出席したとき
  - (5) その他、会長が必要と認めたとき
- 4 第1項の費用弁償は、原則としてその都度通貨により支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 5 役員が越前市外の区域へ旅行したときは、本会旅費規則の例により旅費を支給するものとし、役員に適用する本会旅費規則別表は次のとおりとする。

区分	日当（1日当たり）	宿泊料（1夜当たり）
非常勤役員	6,000 円	14,800 円
常勤役員	3,200 円	14,800 円

**（適用除外）**

**第 7 条** 役員のうち、関係行政庁の区分で選任された者については、この規程は適用しない。

**（改 廃）**

**第 8 条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**（その他）**

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

- 付 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この規程は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。
- 付 則 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 付 則
- 1 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
  - 2 社会福祉法人越前市社会福祉協議会常務理事の給与及び勤務時間等に関する規則は廃止する。